○佐久市・北佐久郡環境施設組合一般競争入札等参加資格及び業者選定取扱要綱

平成26年10月１日告示第３号

（目的）

第１条　佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）の入札の透明性及び公平性を高めるため、一般競争入札等参加資格及び業者選定に係る取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（参加資格）

第２条　工事請負、業務委託及び物品供給契約に係る一般競争入札等に参加できる者は、次のとおりとする。

（１）　佐久市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める要綱（平成17年佐久市告示第107号）において規定する建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者

（２）　佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成19年佐久市告示第34号）において規定する物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されている者

（選定基準等）

第３条　組合の一般競争入札等に参加する者の選定に関する基準その他必要な事項は、組合長が別に定めるものを除き、佐久市の例による。

付　則

この要綱は、告示の日から施行する。